

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 宍粟市 (都道府県: 兵庫県)

本事業の担当部局名 健康福祉部 子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃貸費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	宍粟市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,000,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 <全体像> ・結婚を望む人が希望を叶えることができるよう出会いの場の創出や結婚に向けた支援を行う。 ・安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康づくりや経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に推進する。 <課題> 少子化が進行しており、子どもを産み育てたいと思える地域社会の構築に向けて、妊娠や出産、子育てに関する不安や負担を軽減するための様々な支援を展開する必要がある。						
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 ・結婚を望む人が希望を叶えることができるよう出会いの場の創出や結婚に向けた支援を行う。 ・安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康づくりや経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に推進する。 <本個別事業の位置付け> 結婚に踏み切れない若者に対し、結婚後の住居に要する費用(新居のための引っ越し費用や家賃、または住宅購入費や新居のリフォーム費用)の一部を補助することで、経済的負担を少しでも和らげ、結婚の実現に向けて後押しする。						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有							
※(注)3 【その他独自要件】							
夫婦のいずれにも市税等の滞納がないこと。							

2. 申請見込

①新規世帯見込	11	世帯	②継続世帯見込	1	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	8	世帯		
	その他	3	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和5年度の申請状況を参考に積算

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	13 世帯
～12月(実績)	11 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	8	世帯	×	600,000	円	=	4,800,000	円
(その他)	3	世帯	×	300,000	円	=	900,000	円
				(継続補助)			300,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市の広報誌及びホームページで周知を行う。

KPI項目		単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	この地域で子育てしたいと思う親の割合(市総合戦略プランの目標値引用)	%	現状値以上	97	
	出生数(市総合戦略プランの目標値引用)	人	163	154	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.36		
	婚姻件数	件	104		
	婚姻率		2.9		
KPI項目		単位	目標値	現状値	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	95	90
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	55
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	75	73	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7					
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間のオンラインシステムを活用した婚活に対する補助事業の創設や、市が社会福祉協議会に委託し実施する結婚相談員(ボランティア)による結婚相談やイベントの実施を行う。市は委託や補助を行うことで民間の活力を活かした婚活を応援し、成婚に結びつけることで少子化対策を推進する。特に広報活動やアンケートの実施等についての役割を市が担うとともに、若者の結婚に係る経済的負担の軽減に図るための補助事業を展開する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
  - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
  - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
  - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
  - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
  - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
  - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
  - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。